

全国青税連

商法特集

「商法修正」勝ちとる

—まだ終ってはいない—

全国青税連会長 萩野弘康



公認会
り、方
会のあ
株主総
縮役会
先、取

「商法改正案」は、三月十二日衆議院法務委員会、自民党、民社党の賛成（社、公、共は反対）により可決し、三月十九日衆議院本会議で同じく可決成立した。昨年三月二十日衆議院の法務委に付託されて以来、九一年を経過し、「法律案」の修正（昭49・2・2参院法務委）と付帯決議をした上で成立したことになる。

◎社会正義のために戦った青税連「商法改正案」の試案が発表された昭和40年から青税連では積極的に研究活動を行ない、法改正の意図するところを喝破したのである。

粉飾決算の防止どころか、粉飾決算を合法化するものであること、中小企業の圧迫と大企業の優

計士監査の欠陥など各事業年度毎に商法問題に関する研究成果を会の内外に発表してきた。当初、商法改正に賛成していた日税連も、溝田連合会長時代には全国青税連の路線と合致し、一体となって反対運動を行なってきた。そして、木村連合会長、添田連合会長と連合会長が変わるたびに後退した。即ち、昭48・7・3自民党法務部会における木村連合会長の反対運動の収束の約束、添田連合会長になってからの昭48・10・25日税連理事会における付帯決議の明文化運動の承認へと後退に後退を重ねたのである。

最終的には、12月7日の理事会で全国青税連は、国民の権利を守り、中小企業を擁護するために、国民に背を向けた日税連と同調しないこと、組織として「商法改正

反対国、会議」に参加することを確認したのである。憲法が国民に与えている正当な諸権利を行使し、社会正義を実現するために組織を挙げて戦うことを決定したことは、全国青税連にとって一つの前進といえるのではないだろうか。◎反対運動の成果4月2日の理事会で承認された様に、反対運動の狙いは、商法改正の本質を国会の審議を通じて国民の前に明らかにし、国民の代表として国政に関与している国会議員の批判に耐えられないものであるならば、これを廃案にし、新たな法案の提出を求めようということであった。

「改悪の本質」を明らかにするという点においては、青税連の主張はことごとく衆、参両院の法務委員会の審議を通じて反映されたといっても過言ではない。又、「法案」が批判に耐えられないものであったことも、本年3月8日の衆院法務委でも明らかになっている。正森委員の鋭い質問に、政府委員が何回となく絶句し、立往生したことも、もし、法案がテレビ中継されるような国民になじみの深い法律であったならば、社会問題※

▼商法終末。しかし本当に商法は終わったのだろうか……。▼中小企業をこれから何十年も規定づける商事基本法は大会社、小会社の分断を残して終ってしまったのだろうか。▼税理士の将来を扼し国民生活に多大の影響を長期に与える商法は終ってしまったのだろうか。いや 終ってはいない。J・F・ケネディの叫んだ如く「レッツ、コンテニュー」▼税理士と中小企業者に長期にわたる混乱を約束した商法改悪の責任はわれわれにはない。少なくとも全国青年税理士連盟には。責任の所在をこの時点ではつきり指摘しておく。▼小企業納税者の問題も直面する大きな問題だ。職業対象の低辺を救うことがより意義があるのだが……。▼働くことのみ多くコラムのスペースの少なさをうらむ。

清流

※化し、マスコミの集中砲火を浴び、廃案になっていったであろう。青税連の主張の正当性は、国会審議の場で立証されたことになるのではないだろうか。

「法律案を了とした日税連」(昭49・10・25)に代って、中小企業と国民のため献身的に戦った国民会議派の税理士の努力によって、

①記帳義務の緩和、②親会社の横暴をチェックする子会社側の拒否権、③取締役の違法行為を差止め



昭和四四年七月に内定した「企業会計原則修正案」は、その修正部分に従来に比して緩和されているという指摘を各方面からなされていた。

全国青税連においても「商法改正案」の内容を検討していくうちに「企業会計原則修正案」の矛盾に突き当たり、昭和四五年十一月発表の「商法改悪の本質」にて、粉飾決算を合法化するものであることを指摘した。

山陽特殊鋼やサンウェーブが粉飾決算を行ない、株主や債権者に多大の迷惑をかけ、その事が発端となって商法の改正作業が開始さ

るための保証を不要とするの3点の法律案の修正を獲得したのである。

法32条②の「公正なる会計慣行」と目される「企業会計原則修正案」も商法改正の成立後同時発効する予定であったものについても、「修正案」見直しのために企業会計審議会の再開を約束させたのである。

審議中・粉飾決算の元凶にもなりかねない特定引当金(法二八七

れ、企業会計原則の見直しが行われた事を思えば、正に、これほど国民を愚弄するものはない。

法改正に便乗しようとする財界、その手先となって動く官僚、御用学者の二人三脚によってその邪しまた考えを具現化したものに

◆企業会計原則の危険な方向◆ これこそ大企業減税へのパスポート

他ならない。

現実性の原則を保障し、期間計算を支える会計理論の中心な柱である「継続性の原則」の規定のうち、「正当な理由によって変更」を削除し、会計処理の系統について、「正当な理由」がなければ変

の(二)の取扱いについても、政令又は通達で何らかの規制を加えさせる旨の答弁を引き出している。

日税連は、職域擁護について昨年7月5日「要望とおる」とのサザギ的報道をなし、全国の税理士を欺罔したが、公認会計士法の政令に税理士業務との関係について「大ザル」の形式的規制しかなされないのが実情である。

◎何も得なかつた日税連の収束に、全国から批難の声が強くな

更でなかつたものを、企業の恣意的な変更を容認するようにしたのである。

変更によって生じた影響額を注記することとされているが、「明白」をしているからといって、その犯した罪が不問にされるとい

るだろう。

我々は、日税連を打倒することを目標に組織活動をしているわけでない。

日税連が、国民の側に立ち、積極的な行動をすることを、心から期待し、正しい方針ならば積極的に支持するものである。

我々の行なった商法改正反対運動は、正論によって法案の矛盾点を糾すとともに、税理士の職域擁護をも含む広いものであった。

算」ということになり、まさに、粉飾決算を合法化することになってしまうのである。

衆議院法務委における再度の審議で「修正案を見直し」のために、企業会計審議会を開くことになっているが、国民的視野に立つ、正しい審議が行なわれ、監査強化に逆行するが如き、「企業会計原則」にならぬ様に、大いに注目しなければならぬ。(特定引当金についても同様)

今回の「商法改正」で設定された法32条②「公正なる会計慣行」とは、主として「企業会計原則」をさすものとされており、極めて重要な係わりをもっているのである。

又、法人税法22条の4に規定されている「公正妥当な会計処理の基準」と符合し、大企業の会計処理に「会計士が、「適正」の

税理士の職域擁護といえども、国民的課題にとり組まざるして、なしえないことを知るべきである。

国民のための税制、中小企業のための法律づくりに税理士が努力して初めて、それにふさわしい法的保障が税理士に与えられるのである。

会員諸兄姉の商法運動への温いご支援に心から御礼を申し上げます。

意見表明を行なえば、「商法監査」イコール「税務監査」となり、大企業は思うがままの減税をお手盛で行なえるようになってしまうのである。

「慣行」は「慣習」より広く、新たに考えたされる会計処理も含まれるので大企業は極めて有利となる。「租税特別措置法」は大企業優遇が多く悪法であるが、悪法であるといつて国会審議で毎年反対ができる。商法改正が成立した今、32条②「公正なる会計慣行」を国会の審議にのせることは、極めて困難である。

このように、大企業減税につながり、税理士制度を根底からゆさぶる「税務監査」の布石にもなかねない「商法改正」に無力だった日税連の反省を強く求めるとともに苦難の中で、正しい方向をめざして、全国青税連は一層の団結と前進を計らなければならぬ。

さらさらには固結して進もう

— 商法国会通過について考える —

永井 義勝
(名古屋)

願みるに、この商法問題は、昭和四十四年十月から十一月にかけて、各地の税理士会単位の商法改正反対大会に始まり、同年十二月の九段会館に於ける、税理士会挙げての決起大会にと盛り上げ、そして、昨年二月の砂防会館に於ける、「改悪商法粉砕国民総決起大会」を頂点に（同日は新幹線事故で、出席者全員が東京に缶詰になるにもめげず）、日税連北川副会長（名古屋会会長）・波多野商対委員長（名古屋会会長）の指揮のもと、全国の税理士が一丸となつて対処してきた。商法問題に対する税理士会の強い一面が、視かれたかと思われたが、北川副会長・波多野商対委員長を無視した、日税連木村会長の独断による「商法最終結宣言」会長職権悪用による空中分解に端を發し、社会党の腰砕けと共に、急転直下、衆議院を通過してしまつた。

全国青税連も、第六回代議員総会・神奈川大会に於いても、この決定が、日税連の正式なる機関決定か、会長の独断かに、議論百出、

日税連に対して文書にて正式解答を求めたが、回答を得ず、全青税は反対の態度を組織決定した。以後会員の極一部に、慎重論は出たが、終始一貫し、商法改悪を叫んできた。参議院に廻つて後、一度廃案になつた商法も、田中自民党内閣の通年とも言える延長国会により、再度浮上。全青税も、商法改正反対国民会議に参加、東京青税連を中心に、大阪、名古屋、全国各地より、波状的に、議員に対する陳情、法務委員会に対する傍聴にと、強力に阻止運動を展開してきた。私達も、東京に出向く事幾度、新幹線の音が耳から離れずの感があった。残念ながら情勢は利成らず、今国会にて可決成立してしまつた。

山陽特殊鋼・サンウエーブ工業等の粉飾決算に始まつた。企業倒産防止商法改正問題を、恰も、最近の物価問題処理の救世主の如く、政府の民に落された国民こそ、良い面の皮である。この様な、大問題を含んだ商法を見向きもせず、

日先の物価問題にのみ、血道をあげ躍起になつて居る政党にも責任が有ると思う。

ともあれ、商法が成立した以上如何に対処して行くかを考えねばならない。

この商法の重要ポイントであり、粉飾決算防止の為に作られた、監査役の権限強化も、最初あった「取締役に不正の行為や法令、定款違反の重大事実があるときは、その取締役解任の総会招集を請求出来る」・「取締役に法令、定款違反の重大なる事実があるときは取締役会を招集出来る」・「取締役は三ヶ月毎に監査役による」の経過の概要を報告しなければならぬ。

等は大企業よりの圧力により抹殺され、最終的には、完全骨抜きされた「取締役の違法行然に対する差止請求の権限」のみが残つたが実行不可能なものと思われる。

又、会計監査人による権限も、業務監査を含むと拡大されたが、これも、机上の空論に等しいものと考えられる。ましてや、昨今の

「売掛、買占め」を業務監査に於いて発見しても、その企業より報酬を取っている監査人が、企業を告発する様な事は、考えられそうにも無い。

私見を述べさせて頂くなら、真の会計監査並びに業務監査を望むなら、料金を国家に納付させ、国家より派遣された、会計監査人（公認会計士に非ず）が、その監査業務に当り、監査報酬を国家に請求する方法等により、監査人の独立性を確保せねばならないであろう。

「子会社調査権」についても、我々税理士の眞の顧問先として、如何に、正当な理由を見つけて、親会社の調査拒否をするか、大きな問題である。又「休眠会社の整理」に關しては、登記法の改正でもされない限り、一方的に解散させられる恐れもある。

「中間配当制」についても、大企業本意であり、商法全体が大企業中心にできていて、九十九パーセントの中小企業が、特例法に追いやられて居る。附帯決議によれば、衆議院では、「会社の社会責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等に所要の改正をすること」とし、参議院では、「現下

の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう株主總會及び取締役会制度等の改革を行うため、政府はすみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること」としている。由に、近い将来再改正される事は火を見るより明らかかな事と思われる。

次期商法改正には、今商法改正阻止運動の教訓を生かし、税理士会員全員の意見の結集を反映させるよう努めなければならぬ。

当面の、税理士法改正問題についても、会員の総意を得られるような進展を望む次第である。最後に今商法改正反対運動に対し、東京青税連諸氏の、自分の仕事をも顧みず、渾身埋没の努力に敬意を表します。

又、少教意見も説得できるように情報活動を充実させることを、今後の課題として、提唱すると共に、我が青税連の一層固結組織拡大強化を願望し、今商法国会通過に対する小論と致します。

に情報活動を充実させることを、今後の課題として、提唱すると共に、我が青税連の一層固結組織拡大強化を願望し、今商法国会通過に対する小論と致します。

三月十九日(火)商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、いわゆる商法改正三法案は遂に衆院本会議において賛成多数で成立した。

なぜ審議再開を

急いだのか

昨七十一国会の終盤で継続審査となつた同法案が、参院法務委員会で急遽審議再開となつたのは去る二月十二日であつた。その前一周間、同法案の審議再開に踏み切らぬよう各党に懸念の陳情を行つたのであるが、参院法務委員会理事(構成自民二、社会一、公明一、委員長公明)は「審議再開は天の声」であるというような雰囲気ですつたのである。

参院法務委員会は、社、公、共の順で質議に入つたが、すでに再開のときからスケジュールが決まつており、そのスケジュールどおりに進行していくといった状態がつづいた。しかしながら、我々は、質問していただく議員、党に対してねばりよく陳情をくり返した。

パンフ改悪商法を斬る大いに働く

なかでもこの審議再開と併せて念願であつたイラスト入りのリーフレット「改悪商法を斬る」がようやく商法改正反対国民会議から出版され、はじめて議員や各党が「商法」に接してくれるという状況を生んだのである。

すでに各会員の手許にも郵送すみのこのパンフ「改悪商法を斬る」は、広く国民各層の立場になつて、大企業横暴の根源となる改正案をわかりやすくしかも全ての改正点に亘つてふれた点で、終盤の運動にきわめて大きな役割を果したものである。

これが昨秋に出来ていたら……と大いに悔やまれる次第である。

対決法案に昇格

さて、大企業の日にあまる独善的、反社会的行為も、国民の眼の前

にさらされ、追及されようとしている最中、その同じ諸悪の根源となつてくる大会社の要求による改正案が、国会で対決的な法案となることはむしろ当然であつた。

公明党ハッスル

公明党は機関紙「公明新聞」で二月二十日から三日間紙面を大きくさいてその本質を暴露、なかでも三月二十二日号では、二面トップに「大企業擁護の商法改正」利益かくしを手助け——骨抜きにされた監査制度——と大見出しをつけて同党のなみなみならぬ意欲を示した。

共産党も激しく追求

一方共産党は機関紙「赤旗」に二月十五日頃から連日商法関係の記事をのせ、とくに二月二十二日号では写真入りで「粉飾決算思いのまま」と大見出しをつけ、その後も連続してとり上げている。

ところが、これに対し一般マスコミ関係の報道はきわめて消極的であつた。我々は、連日パンフを各社デスクなどにも送り、報道するような陳情も行った。ただ一社地方紙としては有力な「中日新聞」だけが三月五日朝刊で、「商法改正審議大詰め——税理士会など反対運

動展開——と六段抜きで経済欄に大きく報道、中部地方の方々には大いに参考になる記事であつた。院内では、公明党が原田立委員長自から委員長長席を下りて自ら質問に立ち、共産党も、春日正一議員団総会長が質問に立つという緊迫した状況に至り、当初のスケジュールがやや遅れると共に、政府自民党は社会党と話し合い、再修正案を用意することで、参院審議を終らせ三月中に何とか成立させたいという作戦に出た。

具体的成果

再修正させる

この再修正案は、最終的には自民党提案となり、野党(社、公、共)はは本案と共に反対を表明したのであるが、このあたり、まことに議会とは奇々怪々な所であると考へさせられた。

自民党提案の再修正案の主な点は次の通りである。

- 一、小規模商人に対する損益計算書作成義務を果さない。
- 一、子会社調査権の乱用防止のため子会社に正当な理由がある場合の拒否権を与える。
- 一、監査役が取締役の違法行為を差し止める場合の仮処分には、証金を立てなくともよい

一、施行期日を少し先に延ばす
二月二十二日以上の修正案と自民、社会、公明各党共同提案(共産党棄権)にかかる附帯決議を添えて衆院へ再度戻されたのである。

法務両省タジタジ 大蔵の参院審議から

参議院法務委員会の質疑のなかでとくに印象的であつたことは、企業会計審議会が四十四年十二月に出した「企業会計原則修正案」についてははじめて、その本質的な追求がなされたことである。このなかで企業会計審議会のあり方や「修正案」決定に至る過程がいかに財界、大企業本位のものであつたかが明らかにされ、大蔵省をして経団連の見解を一個人の発言といわしめていた。法務委員会議事録から少し引用してみよう。

○春日正一君……結局修繕引当金のような引当金が商法上債務ではなく、商法第二百八十七条ノ二の特定引当金であるというなら、やはり貸借対照表の特定引当金の部、損益計算書の未処分損益の部に表示すべきであつて、なぜ負債性引当金として表示するのかという疑問が出てくるわけです。そこへもって負債性引当金の中へ入れるというこ



かた
辿る

湖東京至



商法反対運動の足跡を 商法対策特別委員長

んでもない行方はないかと思
います。……(中略)……一企業
審議会の幹事の言うことによつ
て、租税当局並びにわれわれが
影響なり左右されるといふよう
なことは絶対にございませぬ。

総理大臣の

首もとが経団連

○春日正一君 そのあなたの強が
りは世間に通用しませんよ。経
団連というものがどれほどの力
を持っているかといふことは國
民みんな知っているんですか
ら。場合によっては総理大臣の
首をも飛ばすといふふうにい
われておるくらいな力を持って
いるわけですから、あなたがそ
ういふ強がりを言われても世間
には通用しない。……

企業会計原則

修正案は未確定

○説明員(田中大蔵大臣官房審議
官)……修正案(昭和四十四年
十二月発表の企業会計原則修正
案)は確定したものではありません
し、いづれレビューをする
わけでございますが、……私
どもとしては、従来の運用を
ゆるめるつもりはないといふこ
とははっきり申し上げられると

思いますしたが、いまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
をだすかといふことではつきり
すると思ひます。

○春日正一君 いやね、どうもは
つきりしないんですけれども、
いまのお話聞いておつても、た
とえば企業会計原則修正案とい
うようなものはまだ確定したも
のではないといふふうに言われ
るんですね。ところが衆議院で
の六月五日の正森議員の質問に
対して……この修正案が通れば
企業計原則修正案が企業会計原
則として確定すると白鳥説明員
はそういう答弁をしておいでに
なるのですね。そうするといま
あなたは、まだ企業会計原則修
正案といふものはきまつたも
んじやないから洗い直すんだとい
うようなことを言われるけれど
も、そんないかげんなものを
出してこられて法律を審議して
くれといふようなことができる
か。……

二・二〇決起大会

開催さる

院内での激烈なやりとりの真最
中の二月六日全国の税理士有志と
商法改正反対国民会議は赤坂プリ

ンスホ において緊急決起大会
を行ない、関係各方面に強力な陳
情を行った。

衆院で再審議

さて、衆院へ戻りとなった商
法改正三法案は、本来なら委員会
にかけず直ちに本会議にもつて
いく習しとなつておることであ
つたが、院内外の反対の声に押さ
れて、法務委員会の審議にかけざ
るを得なくなつた。このなかで参
院の再修正案の内容が更に肉付け
されるとともに「企業会計原則修
正案」の再検討をすることを事実
上約束させるといふ貴重な成果を
得た。

商法改正反対国民会議 の中核として

我が青税連は昨秋、日税連がこ
の運動を終束させた時点から発足
した「商法改正反対国民会議」の
もとに参加することを理事会で確
認し、全面的にその核となつて活
動を展開してきた。

大きな成果を確認

しかし乍ら、この運動が日税連
の傘をはなれ、全中小企業者、全
国民的立場から続けられたこと
は、今後の法改正運動推進の上か

らも非常に重要な教訓をもたらし
ている。即ち、税理士の行方法改
正、その他、国政レベルの運動に
おいては、常に社会性といふか
く国民の支持なしにはなし得ない
といふことである。

以上のように我々は日税連が運
動を終束した以後、具体的な成果
参院での再修正)を得るとも
に、運動の指向性についても確信
をもつことが出来たのである。

商法は秋から施行の予定であ
る。「国民会議」はさつそく第一
次の陳情を行なつた。

最近の一般紙を自ると、三月二
十九日のサンケイ新聞朝刊には
「商法改正で、大物」登用時代
に」——期待される物言える人——
と題して監査役に実際の権限を
与えようとキャンペーンしている。

これなども、衆参両院のねばり
づよい質疑の効果のあらわれの一
つであり、単に職域問題というだ
けに停まらないこの運動は、いま
も終っていないし、終らせてはい
けないと考える。

会員諸兄に心から感謝

最後に、会員諸兄から教次百互
る多額の運動資金をいただき、さ
らに地方の会員諸兄には、旅費自
弁で、連日陳情をしていただいた
た。ここに心からお礼申し上げる
次第である。

小企業納税者問題

資料

小企業対策の重要性は改めて指摘するまでもないが、税理士の使命とその経済的存立との交錯は単純にわり切れない問題がある。

以下は全青税中小企業対策特別委員会が「小企業対策」問題の討議のレジメとして使用したものである。

シンポジウムにおける会員の皆様の理論展開のたゞき台としていたゞければ幸いである。



小企業対策の基本的方向

〔Ⅰ〕 小企業対策と税理士の使命との関係

小企業納税者に対する税務指導対策については、日税連に於ても重点施策として、税理士法に基く税理士の独占性、公共性にかんがみあたかも今日当面する各種の小企業対策を税理士の使命として受け入れてゆかねばならぬかのように基本原則をかかげている。果してそうであるうか。

国民が税務上の援助を他人に求めたいが、税理士制度が存在するが故に被害をこうむる国民がもし存在するならばこれは制度上の欠陥であり、制度的にも改善もしくは救済されなければならない。制度をつくる者は国家であるから、この義務（もしくは使命）は第一義的には国家に存在する。

従来このような納税者については税理士個人の倫理感、あらゆる使命感により救済されてきたことは、各自経験の有るところであろう。各個人税理士の倫理的な意味における「小規模納税者を救済する」使命はたしかに存在すると云えるし、又現実には救済されてきている。しかし、これが量的に拡大してくると、倫理的使命感のみではどうにもならなくなる。税理士の経済的基盤をおびかすことになりかねないからである。

制度上の欠陥を正す義務は、その制度によって生じたところの構成員（税理士、税理士会）にあるものではなく、この制度をつくった者（国）にあることを認識する必要がある。したがって税理士及び税理士会の犠牲を強いる理由は存在しない。

弁護士法、医師法をはじめとする各種自由業の例を見ても、その構成員に犠牲を強いるということではなく、制度的な救済措置が講ぜられていることを参考にすべきである。

更に現在行われ、また、行われようとしている各種の小企業対策が、税理士の倫理的使命感にマッチするものかどうかについては多くの疑問がある。（大青税制度部亀田案）

〔Ⅱ〕 小企業対策の政治的背景

近時の小企業対策の必要性を認識させた問題は何であるうか。本対策は10数年前よりその方法論について協議された結果において、三者協定をみながらも行政上これ

という対策もなく現在に至っている。それがここに来て問題化した事実は政治的な立場より民商対策を前提として政党の対決に政治的判断を具備したからであろう。本対策を必要とする政治的にはなく、行政上の歪みから問題を惹起していることは自明であろう。そこで行政上の根本的検討をせずして政治的判断を導入することは本問題の対策として重大なるミスをおかすことであり政党の政策上のアピールに終わり対策としては当らない。政治の失政が行政面に表面化した典型的例示であり行政面で生じた税の執行の不条理の是正を放置しておきこれを政治的側面でもって対策する態度こそ政治に求めては政治理念もあつたものではない。

税理士の立場でもってこの政争の場に介入することは慎重であらねばならないが、税理士制度の発展を考慮すればその対策の必要性を政治的立場から遊離して認識すべきであり税理士の政治的センスを一考すべきである。

〔Ⅲ〕 現在の小企業納税者に対する 税務指導の問題点

本来の小企業対策は、税理士に委嘱をなし得をなし得ないような納税者に対し援助を与えることを目的とすべきであるが、現在実施されている状態は国民の見地よりなされているとは云い難く、行政上の必要から行われていると云っても過言ではなく運用面に於ても多くの問題がある。

その主な問題点は次の通りである。

1. 税理士会自身統一的基準のもとに実施されていない
2. 実質的には税務官庁の指示のもとに行われている
3. 納税者の選定について明確な基準がない
4. 税理士の指導実績に対し社会的、経済的にも適正な評価がなされていない
5. 他の税務関係団体に職域及職能の侵害があるにもかかわらずこの点について認識の徹底がない

しかし現実の問題として現在行なわれている小企業対策を廃止するわけには行かないし、又これに協力しなければ臨税の問題等も起り得る為、これらの諸問題の解決には、基本的には

1. 税理士業務の範囲の明確化
2. 税理士会独自の指導体制の確立
3. 国庫補助等の財政的援助の確立
4. 税理士業務侵害には厳しい態度で臨む等の処置を講じ、逐次制度の改善を計って行くべきである。

わが友

荒木光和君(大阪)

角 前 克 巳



荒木さんと出会ったのは今から三年前、青税大阪支部の新合格的歓迎会に出席して、たまたま隣にすわったのがきっかけである。その後税理士登録、青税入会の時期を同じくして来た。彼の魅力の第一は、クールな精神の持ち主だということである。常に冷静、それでいて決して消極的でない。奥に秘めたスケールの大きさというのである。うか、ものごと全てにシステム思考を即座に決断出来る人である。

彼のもっているクルールの源は何だろうかと私なりにセンサクしてみたなら、次三の条件が抽出された。

① 毎週欠かさぬ土曜の午後のテニス(体を鍛える)
 ② 囲碁(人生の空白)
 ③ コンピュニタ思考の鍛錬(頭脳メカニクをとぎすます)

とにかくバランスのとれた人である。少ししゃくにさわることと言えば、彼が決してくずれないことである。酒家らしいが紳士然たる姿をくずしたことがない。一度メモロに酔わせてやりたかと思つている(多分下戸の私)が先につぶれるだろうが)

総じて、荒木さんに出会えたということでは私が青税に入会した価値は、すでに満たされたと思つている。今後三十年位は存分に彼の味を賞味させてもらおうと楽しみにみである。

▲大阪市内にて写す

ヨーロッパ諸国の税理士制度

後藤次仁(東京)

ヨーロッパ諸国の税理士制度を大別すると、**フランス型**は一定の学歴と経験によつて資格を付与され、フランスの他、ベルギー、オランダ、北欧諸国である。**西ドイツ型**は、すべて国家試験によつて資格を付与されている。この二つの型に分かれると思われる。

② **Conseil juridique** (コンセジュリディフ)
 4年制の法科か専門学校卒業で実務経験を経た者。会社の法律関係、社会保険や会社設立等を行う。

③ **Conseil fiscal** (コンセフィスカル)
 4年制の法科か専門学校卒業で、実務経験を経た者(税務署出身も可)税関係の相談・交渉を行う。

① **Expert Comptable** (エクスペル コンタブル)
 4年制の法科か専門学校を卒業し、会計・税務の実務を経験し、国家試験に合格した者。

Comptable agréé (コンタブル アグレエ)
 4年制の法科か専門学校を卒業し、会計・税務の実務を経験した者。

④ **Contentieux** (コントントシエ)
 税務署出身の方が多く、税の相談・交渉あるいは、債権の取立等を行う。

上記②・③のグループは2~3年前から整備されて来たので条件がきびしくなつて来たとのことです。我國の税理士に類似しているのは、①・③のエクスペル・コンタブル及びコンセジュリディフ・フィスカルといわれている人々である。ハイタリーの税理士制度

イタリーの職業会計人は国家試験を経た者を中心である。

① 仕事の内容(職務)は、会計処理の監査と税金のコンサルタント、財務諸表の監査をしている。

② 試験制度は、5年3年の義務教育卒業後、5年の商業学校を経て、2年間実務経験の後、試験が行われる。——十問中五問以上の正解で合格しその後、口頭試問となる。——構成メンバーは、会長、裁判所、商工会議所、連盟の理事から2名、計5名によつて行われる。

③ 事務所の規模は、平均2名の女性事務員を採用し、年収一千万(五〇〇万円)~二千万(一、〇〇〇万円)のようである。

④ 自主権については、法務省の管下にあるが、法を侵さない限り政府の干渉はないよう、はっきりと納税者の立場に立って、その権利を擁護している。

⑤ 登録者数は、イタリー全部で八千人ぐらゐで、その内、婦人は5%位いるそうです。

尚、税務署出身の方もいる様で、この方々は納税者の税金のみアドバイスできるそうです。

この下に
Aide Comptable (アイド コンタブル) という見習(助手)制度がある。

鹿児島青税連会長に聞く

鹿児島青年税理士クラブ会長の桑原義和氏が四月十八日東京されたのを機会に鹿児島島の活動状況を中心に広報部でインタビューを試みた。

(広報部)

鹿児島青年税理士クラブは距離的には離れておりますがかなりまとまった活動をしていると伺っておりますが現況をお聞かせ下さい。

現在会員数は三十六名あり、主



▲左が桑原義和鹿児島青税連会長

な活動としては毎月一回の研究会を三月を除いて開いております。先月の研究会は県の中小企業問題の専門家を講師として中小企業の特許問題を討議しました。

余談ですが外部から見た税理士は中小企業の援護者を目指しながら時間が無すぎざり顧問先への業務が万全でないという批判は強いと感じました。

鹿児島青税の構成等はどのようなものですか。

三月の鹿児島県内の税理士登録は13人でこのうち11人が役所出身の方でした。こういう状況の中で試験合格者を中心に組織活動を続けていくことは容易ではないのですが、皆一致協力して活動を続けており、又鹿児島支部に対してもその活動に参加し、努力をしてい

ます。

しかし、地域事業としては表面だつて意見を発表しにくい保守的土壌は強いと思います。商法も終末されたかの宣伝もなされていきますが……。

これも今申しましたとおり余り反応はありません。避けて通つていくわけではないのですが……。情報不足と中央より離れており緊ばく感が無いためだと思ひます。むしろ税理士法改正の問題には活発な意見が出ます。日税連が決定された基本要綱についてはその実現を要望しております。

現在東京等を中心に小企業納税者に対する問題がクローズアップされていますが、この点はいかがですか。

鹿児島の場合はそう大きな問題となつてはおりません。むしろ今後の問題だと思ひます。確定申告の税務署に対する手伝いだけが例年通り行われただけで

す。ヨーロッパ税理士制度視察団が税理士法対策特別委員会を中心に現地に行くわけですが、これについての感想はいかがですか。

確かに外国の事例をみてこれらことは有意義で、貴重はデータ

も集まることでしようし、できるならわれわれも参加したい思ひです。次回からは考えてみたいと思ひます。税理士業務のあり方としては何かお考えですか。

現在私が興味を持っているのはマネージメント、サービス、経営管理、分析ですが、税理士が税務対策にのみ汲々としていないで、この面にもこれから活動面を拡げていかなければならないと思ひます。しかし実際に取り組む段階になると人材不足、勉強不足という点が出てくると思ひますが……。

七月十三日に東京税理士会館で代議員総会が開催されるのですが総会のあり方について何か。

代議員総会の運営については遠方より時間と経済的負担を掛けて出向くのですから単なるセレモニーのみでなく、われわれ会員が皆かに参加し発言しうる機会を確保していただきたいと思ひます。今年も二名の参加を予定しております。

最後に全青税に対する御注文はわれわれ地方におりますとどうしても刺激にとほしく眠つて居る状態であることになりまふので、研究会等に講師を派遣していただき勉強させていただきたい。

又、会報、代議員ニュース等広報活動を活発にして交流を計つてほしい。

今後の全青税の活動に大いに期待します。(文責・渡辺)

原稿募集

広報部では、今後、会報紙面を通し、会員相互の親睦を図るため、趣味や紹介文等を掲載してゆきたいと考えております。

皆様の中から「私の趣味」と題して、ご自分の趣味等のご投稿がいただければ、大変ありがたいのですが、もし、ご自分ではなくては、会員仲間の中から推薦できる方がおられましたら、是非、ご一報下さい。又、「わが友」と題して、皆様の友人の会員を、ご紹介願えば、是非ご投稿下さい。

(広報部)

全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住
5-25-14
電話 03-(803) 2-3223
税理士次郎野弘康事務所内
発行人 会長 萩野弘康
編集人 広報部長 渡辺克巳